（総務管理官）

第二条　札幌航空交通管制部及び神戸航空交通管制部に、それぞれ総務管理官一人を置く。

（施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第九条　（略）

2～5　（略）

6　札幌航空交通管制部、東京航空交通管制部及び神戸航空交通管制部にあっては、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指名する者を先任施設運用管理官とする。

7～9　（略）

附　則

この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

○国土交通省令第七十四号

道路法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第六号）及び道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成三十年政令第二百八十号）の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条の八及び第七十二条の二第一項に基づき、並びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）を実施するため、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（道路法施行規則の一部改正）

第一条　道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（総務管理官） **第二条**　札幌航空交通管制部及び那覇航空交通管制部に、それぞれ総務管理官一人を置く。 （施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官） **第九条**　（略） 2～5　（略） 6　札幌航空交通管制部、東京航空交通管制部及び那覇航空交通管制部にあっては、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指名する者を先任施設運用管理官とする。 7～9　（略）	（総務管理官） **第二条**　札幌航空交通管制部及び那覇航空交通管制部に、それぞれ総務管理官一人を置く。 （施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官） **第九条**　（略） 2～5　（略） 6　札幌航空交通管制部、東京航空交通管制部及び那覇航空交通管制部にあっては、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指名する者を先任施設運用管理官とする。 7～9　（略）
（占用物件の維持管理に関する基準） **第四条の五の五**　法第三十九条の八の国土交通省令で定める基準は、道路占用者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこととする。	（新設）